桑名市請負工事入札参加者指名停止基準の一部改正について

桑名市請負工事入札参加者指名停止基準の一部を改正しました。 その概要は下記のとおりです。

記

1. 主な改正内容

- (1) 措置基準及び措置期間を「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に準拠するよう改正。
- (2) 再犯加重措置の適用方法について、措置要件の「贈賄」、「独占禁止法違反行為」、「競売入 札妨害又は談合」及び「暴力的不法行為等」の指名停止措置期間満了後の遡及期間を、10年 から3年に変更。
- (3) 「独占禁止法違反行為」において、課徴金減免制度の適用があった場合、措置期間を1/2とする運用を導入。
- (4) 下請負人等からも暴力団の排除が可能となるよう「桑名市の締結する契約等からの暴力 団等排除措置要綱(以下「暴排要綱」という。」)」の改正を行ったことに伴い、暴排要綱と の整合性を図るよう改正。
- (5) 平成30年4月1日以降に指名停止の決定がなされるものから適用。

2. 指名停止期間等の新旧対照表

別表第1 事故等に基づく措置基準

一		【改正後】	
措置要件	期間	措置要件	期間
(虚偽記載)		(虚偽記載)	
1 市発注工事に係る競争入札において、入札	6月	1 市発注工事に係る競争入札において、入札	1月以上
参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認		参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認	6月以内
申請書、競争入札参加資格確認資料その他の		申請書、競争入札参加資格確認資料その他の	
届出書等に虚偽の記載をし、契約の相手方と		届出書等に虚偽の記載をし、契約の相手方と	
して不適当であると認められるとき。		して不適当であると認められるとき。	
(過失による粗雑施工等)		(過失による粗雑施工等)	
2 市発注工事の施工に当たり、過失により工	2月以上	2 市発注工事の施工に当たり、過失により建	1月以上
事を粗雑にしたと認められるとき。	12月以内	設工事等を粗雑にしたと認められるとき。	12月以内
3 一般工事の施工に当たり、過失により工事	3月以上	3 一般工事の施工に当たり、過失により建設	1月以上
を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であ	6月以内	工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重	6月以内
ると認められるとき。		大であると認められるとき。	
(契約違反)		(契約違反)	
4 市発注工事の施工に当たり、請負者の責め	12月以上	【削除】	
に帰すべき事由により契約解除となったと	24月以内		
き。			
5 市発注工事の施工に当たり、正当な理由が	2月以上	【削除】	
なく、履行期限内に契約の履行が完了しなか	12月以内		
ったとき。			
6 市発注工事の施工に当たり、監督職員又は	3月以上	【削除】	
検査職員の職務の執行を妨げたとき。	24月以内		
7 第2号、第4号、第5号及び第6号に掲げ	2月以上	4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の	1月以上
る場合のほか、市発注工事の施工に当たり、	6月以内	施工に当たり、契約に違反し、請負契約の相	6月以内
契約に違反し、請負契約の相手方として不適		手方として不適当であると認められるとき。	
当であると認められるとき。			
(不適切な安全管理措置により生じた公衆損害		(不適切な安全管理措置により生じた公衆損害	
事故)		事故)	
8 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措	2月以上	5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措	1月以上
置が不適切であったため、公衆に死亡者若し	12月以内	置が不適切であったため、公衆に死亡者若し	6月以内
くは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと		くは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと	
認められるとき。		認められるとき。	
9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置	1月以上	6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置	1月以上
が不適切であったため、公衆に死亡者若しく	6月以内	が不適切であったため、公衆に死亡者若しく	3月以内
は負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合		は負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合	
において、当該事故が重大であると認められ		において、当該事故が重大であると認められ	
るとき。		るとき。	
(不適切な安全管理措置により生じた工事関係 ******		(不適切な安全管理措置により生じた工事関係	
者事故)	+	者事故)	1 B N L
10 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者	2月以上	7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者	1月以上
直が不適切であったため、作業関係者に死し有 又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	UAWN	直が不適切であったため、作業関係者に死し有 又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	4月以内
	1 B D L	8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置	1月以上
11 一板工事の施工に目だり、安全管理の措直が不適切であったため、作業関係者に死亡者又		8 一板工事の施工に目だり、安宝官理の措直 が不適切であったため、作業関係者に死亡者又	2月以内
が不適切であったため、作業関係有に死亡有又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故		は負傷者を生じさせた場合において、当該事故	2 7 WM
が重大であると認められるとき。		が重大であると認められるとき。	
州里八 しめると恥めり46るとき。		14年八〜の公〜心のり46公〜さ。	1

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

【改正前】		【改正後】	
措置要件	期間	措置要件	期間
(贈賄)		(贈賄)	
1 有資格業者の役員等又は使用人が、贈賄の	24月	1 有資格業者の役員等又は使用人が、贈賄の	
嫌疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公		容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公	
訴を提起されたとき。		訴を提起されたとき。	
		(1) 市職員に対する贈賄の場合	4月以上
			24月以内
		(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員に対	3月以上
		する贈賄の場合	18月以内
		(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員に対	3月以上
		する贈賄の場合	12月以内
(独占禁止法違反行為)		(独占禁止法違反行為)	
2 有資格業者の役員等又は使用人が、独占禁	12月以上	2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条	
止法第3条又は第8条第1項第1号に違反	24月以内	第1項第1号に違反し、契約の相手方として	
し、契約の相手方として不適当であると認め		不適当であると認められるとき。	
られるとき。			
		(1) 市発注工事における独占禁止法第3条又は	3月以上
		第8条第1号違反の場合	12月以内
		(2) (1)以外における独占禁止法第3条又は第	1月以上
		8条第1号違反の場合	9月以内
(競売入札妨害又は談合)		(公契約関係競売妨害又は談合)	
3 有資格業者の役員等又は使用人が、競売入	12月以上	3 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約	
札妨害又は談合の嫌疑により逮捕され、又は	24月以内	関係競売妨害又は談合の容疑により逮捕さ	
逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと	
		き。	
		(1) 市発注工事における公契約関係競売等妨害	4月以上
		又は談合の場合	12月以内
		(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員が締	
		結する調達契約案件における公契約関係競売	12月以内
		等妨害又は談合の場合	
		(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締	1月以上
		結する調達契約案件における公契約関係競売	12月以内
		等妨害又は談合の場合	
(あっせん利得処罰法違反行為)			
4 有資格業者の役員等又は使用人が、公職に		【削除】	
ある者等のあっせん行為による利得等の処罰			
に関する法律(平成12年法律第130号)違反の			
嫌疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公			
訴を提起されたとき。			
(建設業法違反)		(建設業法違反行為)	
5 建設業法 (昭和24年法律第100号) の規定に		4 建設業法 (昭和24年法律第100号) の規定に	
違反し、契約の相手方として不適当であると	12月以内	違反し、契約の相手方として不適当であると	
認められるとき。		認められるとき。	
		(1) 市発注工事における建設業法違反の場合	2月以上
			12月以内
		(2) 市発注工事以外における建設業法違反の場	1月以上
		合	12月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

【改正前】		【改正後】	
措置要件	期間	措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)	
6 市発注工事に係る競争入札において落札し	1月以上	5 市発注工事に係る競争入札において落札し	1月以上
たにもかかわらず、契約を締結しなかったと	12月以内	たにもかかわらず、契約を締結しなかったと	12月以内
き。		き。	
7 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほ	1月以上	6 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほ	1月以上
か、業務に関し、不正又は不誠実な行為を	12月以内	か、業務に関し、不正又は不誠実な行為を	12月以内
し、契約の相手方として不適当であると認め		し、契約の相手方として不適当であると認め	
られるとき。		られるとき。	
8 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほ	1月以上	7 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほ	1月以上
か、有資格業者の役員等が禁固以上の刑に当	12月以内	か、有資格業者の役員等が禁固以上の刑に当	12月以内
たる犯罪の嫌疑により公訴を提起され、又は		たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は	
禁固以上の刑若しくは刑法の規定により罰金		禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金	
刑を宣告され、契約の相手方として不適当で		刑を宣告され、契約の相手方として不適当で	
あると認められるとき。		あると認められるとき。	

別表第3 暴力的不法行為等に基づく措置基準

期間	措置要件	期間
	/ E + 4 1 - 4 - 65 \	
	(暴力的不法行為等)	
	1 次の(1)から(6)までのいずれかに該当する	か措には停間かの経契手で認めの(6)期い指の始当間しのと当らのと判しのと当りのと当りのとりのとりのとりのとりのはののの。
24月	(1) 有資格業者の役員等が、桑名市の締結する 契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21 年告示第206号。以下「暴排要綱」という。) 第2条第11号に規定する暴力団関係者(以下 「暴力団員等」という)であると認められる	認められ る状態と なるま で。 24月
	とき。	
	(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。	12月
	(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団 員等若しくは暴排要綱第2条第12号に規定す る暴力団関係法人等(以下「暴力団関係法人 等」という。)に対して直接又は間接を問わ ず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しく は関与していると認められるとき。	9月
	(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団 員等と密接な関係を有していると認められる とき。	6月
3月	(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団 員等と社会的に非難されるべき関係を有して いると認められるとき。	3月
į J	以相しとれま24月しのと当らき24月月月月月月月	双は次の(7)から(11)までのいずれかに該当し、契約の相手方として適当と認められるとき。 (1) 有資格業者の役員等が、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年告示第206号。以下「暴排要綱」という。)第2条第11号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という)であると認められるとき。 (2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。 (3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等若しくは暴排要綱第2条第12号に規定する暴力団関係法人等」という。)に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 (4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。 (5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

別表第3 暴力的不法行為等に基づく措置基準

が表現る 暴力的不法行為寺に基 J (拍直基準 【改正前】		【改正後】	
措置要件	期間	措置要件	期間
(6) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は	6月	(6) 有資格業者の役員等が、暴力団員等又は暴	6月
暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に		力団関係法人等であることを知りながら、こ	
関与している法人等であることを知りなが		れを利用する等していると認められるとき。	
ら、これを不当に利用するなどしていると認			
められるとき。			
(7) 有資格業者の役員等又は使用人が、業務に	1月以上	(7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役	1月以上
関し、暴力行為(注1)を行ったと認められ	12月以内	員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力	12月以内
るとき。		行為を行ったと認められるとき。	
(8) 有資格業者が、市発注工事の施工に当た	3月以上	(8) 有資格業者が、市発注工事の施工に当た	3月以上
り、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営	6月以内	り、暴排要綱別表第1のいずれかに該当する	6月以内
に実質的に関与していると認められる法人等		者と認められると知りながらその者を下請負	
と下請負契約を締結したとき		人又は再受託者としていたとき。	
(9) 有資格業者が、市発注工事の施工に当た	3月以上	(9) 有資格業者が、市発注工事の施工に当た	3月以上
り、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営	6月以内	り、暴排要綱別表第2に規定する資材販売業	6月以内
に実質的に関与していると認められる法人等		者若しくは廃棄物処理業者(以下「資材販売	
から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄		業者等」という。)又はその役員等が暴排要	
物処理施設を使用したとき。		綱別表第1のいずれかに該当する者と認めら	
		れると知りながらその者から資材等を購入	
		し、又は暴排要綱別表第2に規定する廃棄物	
		処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用した	
		とき。	
		(10) 有資格業者が、市発注工事の施工に当た	3月以上
		り、市長が、暴排要綱第5条第4項又は第6	6月以内
		条第4項の規定に基づき、当該有資格業者に 	
		対し又は当該有資格業者を通じて、暴排要綱	
		第2条第5号に規定する下請負人等又は資材	
		販売業者等との契約の解除を求めたにもかか	
		わらず、当該有資格業者がこの要求に従わな	
		かったとき。	. =
		(11) 有資格業者が、市発注工事に関し、暴力	1月
		団員等による不当介入を受けたにもかかわら	
		ず、警察への通報若しくは発注者への報告を	
		怠り、著しく信頼を損なう行為であると認め これでしま	
		られるとき。	